

「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の
様式及び記載方法等について」の一部改正(案)の概要

「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等
について」について、以下の改正を予定しています。

1 取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等

取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等について、表示単位未満の金額に係る端数処理の取扱いを明確化します。

2 適用時期

上記 1 については、令和 6 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとします。